

陸前高田市こども基本条例 逐条解説

(前文)

こどもは地域の宝です。

すべてのこどもは無限の可能性を秘めており、未来を切り拓くかけがえのない存在です。

こどもが健やかに育つためには、家庭を基盤としながら、こどもを取り巻くすべての人が協力し合い地域全体が連携し子育てを支える社会の構築が不可欠です。また、地域の特色、歴史及び文化から、こどもに多様な経験や学びの機会を提供することで、豊かな人格と創造性を育みます。

陸前高田市は、東日本大震災により多くの命や暮らしを失う未曾有の被害を受け、命の尊さや、支え合うことの大切さを深く学びました。こうした教訓を踏まえ、こども一人ひとりを尊重し、地域に根ざす共助の精神のもと、その成長を社会全体で支えることが重要であると考えます。

このことから、こどもが希望を持って安心して成長できる社会を実現するため、ここにこの条例を制定します。

【解説】

前文は、条例制定に係る背景や趣旨を記述しています。直接法的な効果が生じるものではなく、各条文を記述するうえでの基本的な考え方を示しています。

<第1段落>

この段落では、本条例における「こども観」が明示されています。こどもを「地域の宝」「未来を切り拓く存在」として尊重し、その成長や可能性を支援することが社会全体の責務であることを強調しています。また、本条例の策定にあたり、こどもを取り巻く現状を把握するために市内の小中学生を対象にアンケートを実施し、加えて保護者へのヒアリングを行いました。その結果、こどもたちの多くは「周囲の大人に大切にされている」と感じており、高い自己肯定感を持っている傾向が見られました。こうした実態に基づき、「こどもの尊重」と「大人の責任」を基礎に条例が構成されています。また、「こどもは無限の可能性を秘めている」との考えのもと、地域と連携して多様な学びの機会を作り、可能性を最大限に広げる取り組みの必要性を述べていま

す。

<第2段落>

陸前高田市における東日本大震災の経験を踏まえた記述です。震災からの復興過程で、地域の絆や命の大切さを強く意識するようになったことが、こども施策の理念形成に大きな影響を与えました。このような背景を土台として、こどもが心身ともに安心して育つ環境整備と、その中で育まれる次世代の力を地域全体で支えることが重要であるとの考えを示しています。

(目的)

第1条 この条例は、陸前高田市におけるこどもに関する施策の基本的な理念を定め、市、保護者、学校等関係者、地域住民、事業者及び議会の役割を明らかにし、こどもの成長を社会全体で支える環境を整えることで、こどもが安心して健やかに成長できる社会の実現に資することを目的とする。

【解説】

第1条は、条例策定の目的を示しています。

本条例は、こどもに関する政策の基本的な考え方や支援の方向性を定めた「理念条例」です。本条例の制定により、地域社会のそれぞれの役割を示し、こどもの可能性を最大限に広げるまちづくりの推進を目指しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者（18歳に達した後も引き続きこどもに関する施策の対象とする必要がある者を含む。）をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人その他こどもを現に監護する者をいう。
- (3) 学校等関係者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他のこどもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の設置者、管理者及び職員をいう。

(4) 地域住民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及びそれらの者で構成する地縁団体又はその他団体をいう。

(5) 事業者 市内に事業所を有し、又は市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

【解説】

第2条は、本条例を解釈するうえで必要な用語の定義を定めたものです。

<第1号関連>

「こども」については、児童の権利に関する条約が対象年齢を18歳未満としていることや、民法の成年年齢が18歳に改正されたことなどを踏まえて、こども・子育て支援法第6条第1項のこどもの定義と同じく、この条例でも、原則として18歳未満としています。

ただし、18歳到達後の年度末までにある人や、施策によって、対象をより広げることが望ましい場合などは、18歳以上の人であってもこどもに含むことができるよう規定したものです。

また、この条例では、陸前高田市に住所を有するこどものほかに、市内に住所が無くても、育ち学ぶ施設に通園・通学・入所・利用しているこどもも対象としています。

<第2号関連>

「保護者」については、こどもの定義と同じく、こども・子育て支援法第6条第2項の保護者の定義と同じです。

また、親権を行う父母や養親だけでなく、死亡等により親権者がいない場合の未成年後人のほか、こどもを実際監護している里親やなどが含まれます。なお、「監護」とは、監督し、保護することを意味し、ここでは、未成年のこどもと生活を共にし、身の回りの世話をしたり、しつけや教育することを意味します。

<第3号関連>

「学校等関係者」については、法律に基づく学校（小・中・高校等）や保育所、認定こども園、放課後学童クラブなど、学びと育ちの両面を担う施設に従事する方を包括的に含めています。

<第4号関連>

「地域住民」とは、社会全体で取り組む必要があることから、対象を広く規定しています。

なお、この条例では、陸前高田市に住所を有する人だけでなく、市内に住所が無く

ても、市内に通勤・通学している人なども、実際に陸前高田市を活動の現場とされている方も、この条例の対象とみなし定義しています。

<第5号関連>

「事業者」とは、市民と同じく社会全体で取り組むものであることから、陸前高田市に営業拠点を有する人だけでなく、市内に住所が無くても、実際に陸前高田市を活動の現場とされている方も、この条例の対象とみなし定義しています。

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる各号を基本理念として行われなければならない。

- (1) すべてのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるときともに、安全かつ健康に育つ環境を地域全体で整備すること。
- (2) すべてのこどもについて、地域全体で支え合い、豊かな経験や学びの場を提供されること。
- (3) 個性、年齢及び発達の程度に応じて、こどもが持つ可能性を最大限に広げることができるよう、地域全体で取り組むこと。

【解説】

第3条は、条例の基本理念を規定しています。

本条例の基本であるこどもは地域の宝であり、明日の地域を担う力であることから、このこどもたちを地域全体で守り育てることを基本とすることをうたっています。

<第1号関連>

こども一人ひとりを大切な存在として受けとめ、日々の暮らしや成長の過程において不安や不自由がなく、安心して過ごせる環境を整えることが必要です。保護者や行政にとどまらず、地域の人々すべてが、こどもの育ちをあたたく見守り、支えていく姿勢を社会全体で築くことが大切であるという考えに基づいています。

<第2号関連>

こどもにとって成長の糧となるのは、学校だけでなく、家庭、地域、そして多様な体験の積み重ねです。地域の行事や自然体験、異なる世代との交流、地域資源を活かした活動を通じて、こどもたちに学びと気づきの機会を提供することが必要であり、そのためには地域全体での協力と支え合いが重要となります。

<第3号関連>

こどもたちにはそれぞれ異なる得意なことや関心、成長のスピードがあります。こうした多様性に応じ、子どもたちが自身の潜在能力を最大限に発揮し、将来にわたる自信を培うためには、地域全体で柔軟かつきめ細やかな関わりを持つことが不可欠です。このことから、個々の子どもの可能性を探求し、その芽を丁寧に伸ばしていくことの重要性を示しています。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念に基づき、こどもに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、こどもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

3 市は、この条例の理解を促進し、こどもに関する支援制度や取組について、広く周知するよう努めるものとする。

4 市は、こどもを犯罪、事故、災害その他の危害から守るため、こどもの安全確保に必要な施策を推進するものとする。

5 市は、こどもが必要とする医療を安心して受けられるよう、医療体制の確保に努め、各医療機関の相互連携を推進するものとする。

【解説】

第4条は、行政の役割について規定しています。

なお、ここでは「市長」の責務ではなく、「市」の役割としていますが、これは自治体としての「市」を主体とすることにより、市長のみならず、教育委員会や公営企業など他の執行機関も施策を策定・実施する主体となり、子育てを応援する環境づくりを市全体で取り組むことを表しています。

第1項では、全てのこどもに関する施策について、基本理念にのっとり、総合的にこども施策を推進することを規定しています。

第2項では、こども施策の幅広い展開及び一層の充実を図るための必要な体制整備及びこどもへの支援について必要な財政上の措置をすることを規定しています。

第3項では、こども・子育て支援に関する施策について積極的かつ広範に市民等に対して知らせることを規定しています。

第4項では、こどもを犯罪、事故、災害等の危険から守る施策を講じる責務がある

ことを示しています。

第5項では、子育てには必要不可欠である医療体制の確保を求めているもので、単独での整備が難しい現状を踏まえ地域での医療ネットワークの整備等をおこない、医療体制の整備に努める必要があることを示しています。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子育てについて第一義的な責任があり、こどもが健やかに育つよう、愛情をもって養育するよう努めるものとする。

【解説】

第5条は、保護者がこども・子育てにおいて最も重要な役割を担う存在であることを規定しています。

これは、「児童の権利に関する条約」第18条において「父母または場合により法定保護者は、児童の養育および発達について第一義的な責任を有する」とされており、また、「こども基本法」第3条においても「こどもの養育は家庭を基本とし、父母その他の保護者が第一義的責任を有する」と定められていることを踏まえたものです。

あわせて、保護者に対しては、家庭がこどもにとって育ちの基盤となる大切な居場所であり、こどもの成長に大きな影響を与えることを自覚することを求めています。保護者が愛情をもってこどもに接することで、安心感や自己肯定感が育まれ、こどもが心身ともに安定して健やかに成長できる家庭環境の形成に努めることを期待しています。

(学校等関係者の役割)

第6条 学校等関係者は、こどもの可能性を最大限に引き出すよう努め、こどもが自分で考え、学び、進んで意見が表明できるように年齢と発達に応じた支援を行うものとする。

2 学校等関係者は、こどもの状況に応じて保護者を支援し、地域と連携することで子育て環境の向上を推進するものとする。

【解説】

第6条は、学校や保育施設などに従事する方の役割を規定しています。第1項では、

学校や保育施設が、こどもが豊かな人間性や多様な能力を育むための重要な場であることを踏まえ、関係者には、こどもの主体的な学びや育ちを支える役割が求められることを規定しています。

第2項では、こどもが育つ環境（子育て環境）に応じて、保護者が安心して子育てできるよう、必要な情報を提供するなど、保護者との連携が必要であることをうたっています。

さらに、こどもたちが社会と関わりながら成長していくためには、施設の運営においても社会との連携と協力が不可欠です。そのため、学校や保育施設の関係者は、保護者や地域住民に対し積極的に情報を発信し、地域とのつながりを深めていく必要があります。

（地域住民の役割）

第7条 地域住民は、市全体がこどもの成長と学びを支える場であることを認識し、こどもが安心して生活し、挑戦し、学ぶことができる環境づくりに努めるものとする。

2 地域住民は、地域の伝統文化や自然を次世代に引き継ぐとともに、こどもが地域の一員として自主的かつ主体的に活動できる環境づくりに努めるものとする。

3 地域住民は、虐待、犯罪及び事故などからこどもを守り、安全で安心な地域づくりに努めるものとする。

【解説】

第7条は、市民の役割（地域の役割）について規定しています。

第1項は、地域住民がこどもにとっての育ちの場を構成する一員であることを認識し、日々の暮らしの中でこどもを見守り、学びや挑戦の機会を支える行動を取ることを求めています。安心して過ごせる地域環境は、こどもの健やかな成長にとって不可欠であることを示しています。

第2項は、こどもが地域に誇りと愛着を持てるよう、伝統文化や自然環境の継承に地域住民が主体的に関与することを示しています。また、こども自身が地域の構成員として行事や活動に関わることができるような、主体性を育む場づくりを進めることが重要であるとしています。

第3項は、こどもが被害に遭うことのないよう、地域住民が日常的に目を配り、

こどもを守る意識を持つことを求めています。見守り等を通じて、安全・安心な地域社会の形成を目指すことが定められています。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、子育てに対する理解を深め、従業員の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、職場体験学習等の学外の学びの場を提供するなど、教育活動への協力に努めるものとする。

【解説】

第8条は、事業者の役割について規定しています。

第1項は、事業者は、仕事と生活の両立（ワーク・ライフバランス）に配慮し、子育てに対する理解を深めるとともに、従業員が仕事と子育てを両立できる職場環境の整備に努めることを求めています。

第2項は、職場体験学習など、こどもが将来の社会的自立に向けてキャリアを形成するための取組に協力することを定めています。また、さまざまな体験を通じてこどもの可能性を引き出す教育の機会に対しても、積極的な協力を求めています。

(議会の役割)

第9条 議会は、基本理念に基づき、各種施策が実施されているか調査するものとする。

2 議会は、前項の結果に基づき、こどもを取り巻く環境の整備及び充実に資するよう必要に応じて市に対し意見の表明、提言及びその他の働きかけを行うものとする。

3 議会は、必要に応じて国や県に対し働きかけを行うものとする。

【解説】

第9条は、議会の役割について規定しています。

第1項では、議会は、条例の基本理念に基づき、所管事務調査等の議会機能を通じて、市が実施することも関連施策が条例の趣旨に沿っているかを確認し、その責務を果たすことを示しています。

第2項では、議会は、こどもたちの環境改善・充実のため、一般質問や意見書の提

出など、必要に応じて市に対し意見表明、具体的な提言、その他必要な働きかけを行い、施策の改善を推進することを定めています。

第3項では、こどもに関する課題が市単独では解決困難な場合、議会は国や県に対して必要な支援や制度的対応を求める役割を担うことを示しています。これは、市の施策推進を後押しするため、広域的な視点から協力を求めていく議会の姿勢を示すものです。

(こどもの社会参加)

第10条 市、保護者、学校等関係者、地域住民及び事業者は、こどもが社会の一員であることを自覚することができるよう、一人ひとりの年齢及び発達段階に応じ、社会参加の機会が保障される環境づくりに努めるものとする。

2 市は、まちづくりに関し、こどもの可能性と意志を重視し、こどもが意見を表明することができ、意見が反映される機会の確保に努めるものとする。

3 市は、こどもに関する取組の情報を、こどもにわかりやすく伝えるよう努めるものとする。

【解説】

第10条は、こどもの社会参加の重要性について規定しています。

第1項は、こどもも社会の一員であり、そのことを自覚できるよう、発達段階に応じた社会活動への参加機会を保障する環境づくりが重要であるとしています。そのため、こどもが地域の行事や活動に主体的に関わることができるよう、誰もが参加しやすい仕組みづくりが必要であることを示しています。

第2項は、意見表明がこどもの重要な権利の一つであることを踏まえ、こどもが自ら考え、まちづくりに参加できるよう、意見を表明する機会の確保に取り組む責務があることを示しています。

第3項は、本条例の主役であるこども達にもわかりやすく、行政の施策等について広報する必要があることを示しています。

(条例の見直し)

第11条 市は、この条例の施行の状況及びこどもを取り巻く状況等を勘案し、時代

の要請に適合するものとするために必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

第11条は、こどもを取り巻く環境や社会の変化に応じて、条例の内容を柔軟に見直すことを求めたものです。こどもを大切にするまちづくりという理念を将来にわたって維持・発展させていくために、対応を図ることの重要性を示しています。